



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月22日
第497号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

生活保護法による医療担当機関の指定(健康福祉政策課).....	1
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療担当機関の指定(健康福祉政策課).....	1
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課).....	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課).....	2
道路区域の変更(道路保全課).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	4
地方自治法施行令第158条第1項各号に定める歳入の収納事務の委託(管理課).....	4

○ 公 告

国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課).....	4
街区境界調査成果の認証公告(県民活動生活課).....	4
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課).....	5

○ 企 業 庁 規 程

※滋賀県企業庁職員の給与に関する規程の一部改正.....	5
------------------------------	---

告 示

滋賀県告示第93号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
おおはし歯科クリニック	大橋誠	犬上郡豊郷町沢359	令和6.2.27

滋賀県告示第94号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、法による医療支援給付のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
おおはし歯科クリニック	大橋誠	犬上郡豊郷町沢359	令和6.2.27

ク

滋賀県告示第95号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人社団昂会日野記念病院	医療法人社団昂会	蒲生郡日野町上野田200番地1	令和9.3.31
社会医療法人誠光会淡海医療センター	社会医療法人誠光会	草津市矢橋町1660番	令和9.3.31

滋賀県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
スギ薬局八日市南店	東近江市東中野町4番23号	薬局	前川 貴 洋	令和5.12.21
キクヤ調剤薬局愛知川店	愛知郡愛荘町愛知川1535番地4	薬局	高野 純 矢	令和6.1.1
社会医療法人誠光会淡海ふれあい病院	草津市矢橋町1629番地5	病院・診療所	松村 憲 一	令和6.3.1
きいろ薬局	大津市真野一丁目3番48号	薬局	角田 朋 子	令和6.3.1

滋賀県告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	スギ薬局八日市南店	東近江市東中野町4番23号	薬局	前川 貴 洋	令和5.12.21
育成医療・更生医療	キクヤ調剤薬局愛知川店	愛知郡愛荘町愛知川1535番地4	薬局	高野 純 矢	令和6.1.1
育成医療・更生医療	訪問看護ステーションりぷる	長浜市地福寺町8番地32	訪問看護	—	令和6.2.1
育成医療・更生医療	まおか矯正歯科	守山市勝部三丁目10番8-101号	病院・診療所	眞岡 謙 介	令和6.3.1
育成医療・更生医療	訪問看護ステーションひろし	守山市吉身二丁目9番34号	訪問看護	—	令和6.3.1

滋賀県告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年3月22日から令和6年4月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域					
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考	
県道	小浜朽木高島線	高島市鴨字溝付4201番1から 高島市鴨字溝付4193番1まで	変更後	最小 14.0m } 最大 61.5m	30.0m	国道161号高島バイパスの側道移管(令和6.4.1)に伴う道路区域の変更	
			変更前	最小 14.0m } 最大 14.5m	1.0m		
	畑勝野線	高島市勝野字尾萱254番1から 高島市勝野字尾萱254番1まで	変更後	最小 23.4m } 最大 41.0m	31.0m		
			変更前	最小 16.0m } 最大 23.4m	15.0m		
	四津川鴨線	高島市鴨字十ヶ坪556番1から 高島市鴨字十ヶ坪562番まで	変更後	最小 6.5m } 最大 15.7m	68.0m		
			変更前	最小 6.5m } 最大 7.0m	68.0m		
	守山中主線	野洲市比江字屋戸2378番1地先から 野洲市小比江字辻屋敷586番1地先まで	変更後	最小 12.3m } 最大 27.6m	251.0m		道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更(重用) 近江八幡守山線 L=50.6m
			変更前	最小 12.2m } 最大 17.7m	251.0m		

滋賀県告示第99号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月22日から令和6年4月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
小浜朽木高島線	高島市鴨字溝付4201番1から 高島市鴨字溝付4193番1地先まで	令和6.4.1	L=29.0m
畑勝野線	高島市勝野字尾萱254番1から 高島市勝野字尾萱254番1まで	令和6.4.1	L=31.0m
四津川鴨線	高島市鴨字十ヶ坪556番1から 高島市鴨字十ヶ坪562番まで	令和6.4.1	L=68.0m

滋賀県告示第100号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、同項各号に定める歳入の収納事務を次のとおり委託した。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 委託の相手方 株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 委託事務の内容 地方自治法施行令第158条第1項各号に定める歳入の収納事務
- 委託期間 令和6年3月25日から令和6年3月31日まで
- 収納の方法 現金またはスマートフォンアプリを用いた収納

公 告**国土調査の成果の認証公告**

愛知郡愛荘町大字荻間の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 調査を行った者の名称 愛知郡愛荘町
- 調査を行った時期 平成29年3月から平成31年4月まで
- 成果の名称 愛知郡愛荘町大字荻間の一部の地籍図および地籍簿
- 調査を行った地域 愛知郡愛荘町大字荻間の一部
- 認証年月日 令和6年3月7日

国土調査の成果の認証公告

東近江市市子殿町の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 調査を行った者の名称 東近江市
- 調査を行った時期 令和2年8月から令和5年3月まで
- 成果の名称 東近江市市子殿町の一部の地籍図および地籍簿
- 調査を行った地域 東近江市市子殿町の一部
- 認証年月日 令和6年3月7日

街区境界調査成果の認証公告

草津市草津三丁目E地区における街区境界調査成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第21条の2第6項において読み替えて準用する同法第19条第2項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 草津市
- 2 調査を行った時期 令和3年7月から令和5年2月まで
- 3 成果の名称 草津市草津三丁目E地区の街区境界調査図および街区境界調査簿
- 4 調査を行った地域 草津市草津三丁目E地区
- 5 認証年月日 令和6年3月7日

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年3月22日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪府大阪市此花区西九条1-1-51 トヨタL&F近畿株式会社 代表取締役 上田典昭	愛知郡愛荘町蚊野字金堤1番9の一部 外6筆	4,721.30㎡	令和6.3.7	6578

企業庁規程

滋賀県企業庁規程第1号

滋賀県企業庁職員の給与に関する規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第5号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

滋賀県企業庁長 東郷 寛彦

第7条第1項中「第36条」の右に「ならびに滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号)第25条の2」を加える。

付則

この規程は、令和6年3月22日から施行し、改正後の第7条第1項の規定は、同年1月1日から適用する。

